

C型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療又は インターフェロンフリー治療・B型ウイルス性肝炎に対する 核酸アナログ製剤治療に係る医療費助成制度について

(H28.10改訂版)

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療やインターフェロンフリー治療や核酸アナログ製剤治療によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患です。

早期治療をすすめ、将来の肝硬変や肝がんなどを予防することを目的として、平成20年4月からインターフェロン治療に係る医療費の助成を、また平成22年4月からは、B型ウイルス性肝炎に対する核酸アナログ製剤治療に係る医療費の助成を、また平成26年9月からインターフェロンフリー治療に係る医療費の助成を実施しています。

【助成の対象となる医療の内容】

対象となる医療は、B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒（根治）を目的として行うインターフェロン治療、C型ウイルス性肝炎の治癒（根治）を目的として行うインターフェロンフリー治療、並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているものです。

なお、階層区分に応じて、自己負担が生じます。

階層区分		自己負担限度額（月額）
乙	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の場合	10,000円
甲	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円以上の場合	20,000円

【(新規・更新)申請手続き】

1 必要書類 (1)(2)(6)の用紙は、保健所・支所または岡山県ホームページにあります。

(1) 肝炎治療受給者証交付申請書

本人または家族が記入してください。

(2) 肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書

肝炎専門医療機関の医師に記入してもらってください。

診断書は、治療の内容によって様式が異なります。(7種類)

なお、核酸アナログ製剤治療の更新に係る交付申請の場合は、診断書に代えて直近の認定・更新時以降に行われた検査内容及び治療の内容が分かる資料の提出でも可能です。

(3) 世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの）（市町村で発行してもらってください）

(4) 世帯全員の最新の市町村民税課税証明書（市町村で発行してもらってください）

・市町村民税の所得割課税年額のわかるもの（乳幼児や義務教育期間の年齢にある方を除く）

(5) 健康保険証のコピー（記号、番号、患者本人の氏名、住所が記載された部分のコピー）

(6) 市町村民税額合算対象除外希望者に関する申告書

・世帯の中に、次の要件にすべて該当される方が含まれている場合は、申請にもとづいて、市町村民税額の合算対象から除外することができます。

本人または家族が記入してください。

・以下のア～ウの要件にすべて該当することがわかる書類の写しも必要です。

ア 受給者の配偶者以外である。

→住民票の続柄により確認

イ 地方税法上の扶養関係にない。

→市町村民税課税の際、受給者およびその配偶者が、除外対象者の被扶養者とされておらず、かつ、除外対象者が受給者あるいはその配偶者の被扶養者とされていない。（課税証明書、源泉徴収票等により確認）

ウ 医療保険上の扶養関係にない。

→受給者およびその配偶者が、除外対象者の加入する健康保険の被扶養者ではなく、かつ、除外対象者が受給者あるいはその配偶者の加入する健康保険の被扶養者でない。（除外対象者の健康保険証のコピー等により確認）

2 申請窓口

住所地を管轄する保健所・支所へ提出してください。窓口を持参されるときは、「認め印」をお持ちください。

3 受給者証の有効期限について

受給者証の有効期間は原則として1年以内で、治療予定期間に即した期間（プロテアーゼ阻害剤（テラプレビル・シメプレビル）を含む3剤併用療法とインターフェロンフリー治療（ダクラタスビル及びアスナプレビル併用療法）は24週、インターフェロンフリー治療のうち、ソホスブビル及びリバビリン併用療法、レジパスビル／ソホスブビル配合錠による治療は12週、セロタイプ2の慢性肝炎に対するオムビタスビル水和物・パリタプレビル水和物・リトナビル配合剤及びリバビリン併用療法による治療は16週。（原則として、交付申請書の受理日の属する月から診断書が作成された日の属する月の翌3か月までのいずれかの月のうち、申請者が指定する月の初日から起算します。）

- ・C型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療の場合は、ウイルスの型や治療内容等により、6か月の延長が可能な場合もあります。以前の治療の経過によっては、2度目の医療費助成制度利用が可能な場合もあります。
- ・B型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療の場合は、肝炎専門医療機関の医師が、継続治療が必要と判断される場合は更新申請が可能です。

【受給者証が交付された後の手続き】

1 受給者証が届くまでの間に、自己負担限度額を超えて支払われた場合は？

受給者証と一緒に送付される「肝炎治療費等支給申請書」に医療機関や保険薬局の証明をもらって、保健所・支所へ提出してください。受給者証有効期間内の該当医療費について、お支払いします。高額医療費に該当する場合は、そちらの手続きが先に必要となります。

2 受給者証に記載されていない医療機関を受診するには？

受診の前に、「医療機関追加届」を各保健所・支所へ提出してください。

○保健所窓口一覧

患者さんの住所	保健所・支所名	郵便番号	所在地	電話番号
岡山市	岡山市保健所	700-8546	岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-1262
倉敷市	倉敷市保健所	710-0834	倉敷市笹沖170	086-434-9810
	児島保健推進室	711-8565	倉敷市児島小川町3681-3	086-473-4371
	玉島保健推進室	713-8565	倉敷市玉島阿賀崎1-1-1	086-522-8113
	水島保健推進室	712-8565	倉敷市水島北幸町1-1	086-446-1115
	真備保健推進室	710-1398	倉敷市真備町箭田1141-1	0866-98-5111
玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	備前保健所	703-8278	岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3934
備前市、赤磐市、和気町	東備支所	709-0492	和気町和気487-2	0869-92-5180
総社市、早島町	備中保健所	710-8530	倉敷市羽島1083	086-434-7024
笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	井笠支所	714-8502	笠岡市六番町2-5	0865-69-1675
高梁市	備北保健所	716-8585	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2836
新見市	新見支所	718-8550	新見市高尾2400	0867-72-5691
真庭市、新庄村	真庭保健所	717-8501	真庭市勝山591	0867-44-2990
津山市、鏡野町、久米南町、美咲町、	美作保健所	708-0051	津山市椿高下114	0868-23-0163
美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村	勝英支所	707-8585	美作市入田291-2	0868-73-4054

○県庁窓口

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県保健福祉部健康推進課感染症対策班

TEL：086-226-7331 FAX：086-225-7283

<ホームページ> 岡山県ホームページから健康推進課をご覧ください。

○岡山県肝炎相談センター（岡山大学病院内）

専門の看護師や医師が相談をお受けしています。

TEL：086-235-6851 受付時間：月～金曜日の9：00～17：00

（祝日及び年末年始を除く）